

市第84号議案

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例  
の一部改正

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例（昭和25  
年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市社会教育委員条例

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ  
、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める等のため、横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

横浜市社会教育委員条例

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の定数)

第3条 (本文省略)

第2条

(任期その他)

第4条 (本文省略)

第3条

(費用弁償)

第5条 (本文省略)

第4条

(委任)

第6条 (本文省略)

第5条